

国民年金

若年者納付猶予制度が導入されます

20歳代の方で、本人（配偶者を含む）の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予される制度が4月から導入されます。（これまでは、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除の対象とはなりませんでした。）

仮に、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、保険料の滞納が多いと障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は滞納の扱いとはなりませんので、万一のときにも安心です。また、将来満額の老齢年金を受け取る

るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができます。

（2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。）

<若年者納付猶予制度の対象となる年収の目安>

	平成17年度の基準
4人世帯（夫婦・子2人）	258万円
2人世帯（夫婦のみ）	157万円
単身世帯	122万円

※本人だけではなく、配偶者も基準に該当していることが必要です。

※4人世帯、2人世帯は、夫か妻のどちらかのみ所得（収入）がある世帯の場合です。

保険料免除の所得基準が一部緩和されます

扶養者控除がないために、単身世帯に対して厳しいものになっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。

<単身世帯の方の保険料免除の目安> (年収ベース)

	全額免除	半額免除
平成16年度	100万円	150万円
↓	↓	↓
平成17年度	122万円	227万円

●若年者納付猶予制度・保険料免除申請の受付は、住民課国保年金係で行います。

※問い合わせ先

千葉社会保険事務所

☎043-242-6327

住民課国保年金係

☎82-8814

◎ゴミ袋の色が

変わります◎

皆さんの家庭から出る様々なごみは、収集日に指定のごみ袋で集積所やごみステーションへ搬入していただいておりますが、5月頃より可燃ごみ袋及び不燃・資源・有害ごみ袋を薄黄色の袋に変更します。

新しいごみ袋の素材である「活性フェロキサイド」の燃焼促進機能により、大気汚染の原因となる窒素酸化物（NOx）を減少させ、ダイオキシンの発生を抑制します。

▼現在使用している袋も利用できます。

▼値段、容量共に今までのものと変わりません（有害ごみ袋は内容量が増えています）。

▼有害ごみ袋の外装に、電池や体温計を入れて使用することができません。

